

昭和46年5月1日発行

No. 116

ニセコ町役場総務課

広報

ニセコ



## 春—火災のシーズンです

### 火の元に注意

4月から5月にかけて、異常乾燥による火災が最もおこりやすい時期です。

この時期の火災は、火のまわりが早く、大火となる恐れがあり、一瞬にして貴重な財産を失うことになります。財産だけでなく、尊い人命までも失う結果となつてしましますから、火の元にはじゆうぶん注意し、絶対に火事をおこさぬよう注意してください。

現在、春の火災予防運動実施中です。

町でも、4月と5月の2回にわたり防火査察を行ない、消防団では町民一体となつて次のことがらを厳守

するよう広く町民に呼びかけています。

①ガスや石油類の正しい使い方。使用後の点検。

②タバコの火の投げ捨てと寝タバコの禁止。

③一般住宅をはじめ、事務所や商店などと共同している住宅の火気の取り扱い、火の元の点検。

④旅館やホテルなどの警報消火設備および避難設備、点検と宿泊者に対する避難経路案内の徹底。

⑤山野火入れの届出勧行。

昭和46年 5 月号



当選	二六二	千葉祐一郎	49	當選	一六六	松原 章	62
當選	二一九	酒井 武雄	59	當選	一六三	芳賀 政一	54
當選	二一七	南谷 良助	58	當選	一五二	神林 一郎	49
當選	一九三	瀬戸 共元	61	當選	一五〇	樺原 伊織	67
當選	一九〇	野村 常重	農業	當選	一四六	梶田 正	41
當選	一八九	大越 無現	農業	當選	一三四	佐藤 初一	65
當選	一八四	吉岡 明男	50	當選	一三〇	日野浦敏雄	60
當選	一七五	浜本 次一	農業	當選	一一五	山田徳治郎	64
當選	一七〇	大橋定太郎	無新	次点	一〇四	小林 基	44
當選	一七〇	三橋 博	農業		五四	高橋 良一	46
當選	一七〇	上野 法雄	無新		無新	國鉄職員	
當選	一七〇	無新	農業		無新	飲食店業	
無新							
僧りよ							
(定員18人)							

季節とともに緑が美しくなつてまいりました。その反面、街のそちこちのよごれが目につく時節です。

町民ひとりひとりが一つのゴミを処理することによって、清潔感が保たれるものだと思います。ちょっとの注意が街をきれいにします。町内の皆さん、各駐在区ごとに家のまわりや自分達の町内の道路掃除をしていただくようお願いいたします。

衛生環境のよいところに病菌の巣をくうすきはありません。

心がけひとつで住みよい街ができ上ります。  
町民一人一人の注意によつて明るい住みよい  
町をつくりましょう

とくに東街地の皆さまにお願いいたします。

ごくに市街地の皆さんにお願いいたしますが、1月1日から無料になります」「ゴミ」

か、4月1日から無料になりますに「ゴミ」処理ですが、できるだけ小さくなるものは小さく処理して袋につめ、ゴミを出してください。無料になつたからというのではないと思いますが無造作に取扱われているように見受けられ、ずいぶんと量も多くなっています。ちよつとの注意で簡単に処理できることですので、よろしくご協力くださるようお願いい

# 即日開票 当選議員きまる

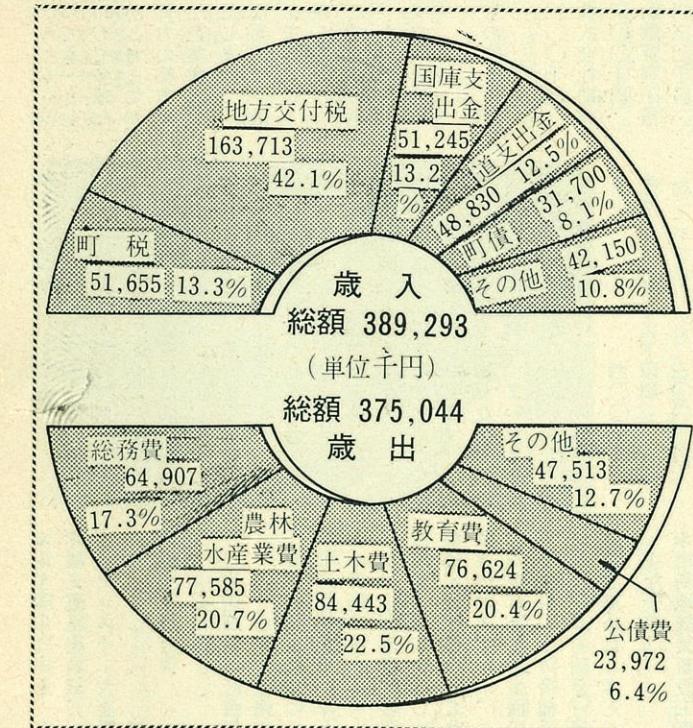
四月十八日の告示で、定員十二名を上まる。現職十二名元議員一名、新人八名、総員二十一名の立候補者があり、投票日の前日まで激しい選舉戦がくりひろげられましたが、四月二十五日の投票日当日は、やはり打撃選舉とあつて、選

票を投する表情は真剣そのものでした。

総務課長 兼議会事務局長 (総務課長)	菊地 哲夫	務取扱い(施設課長)福井正男
庶務係長(教育委員会、社会 教育係長)	米田 齊	▼農地開発係長兼農林係(産業 課主任技師)高田 実
企画係長兼広報係長 (庶務係長)	黒沢 義夫	▼農林係長兼農地開発係 (農林係長)相沢卓二郎
観光係長兼統計係長(観光係 観光係長)	香田 順	▼商工係長兼農林係農地開発係 (商工係長兼農林係)
奈良青太郎		▼教育委員会、教育次長兼学校 給食センター長(学校給食セ ンター長)高木 清
		▼教育委員会、学校教育係長 (総務係長)中村 豊
		▼教育委員会、社会教育係長 (農業委員会、農地係長)

～昭和44年度～

このほど開かれた町議会において昭和44年度の各会計決算が決算審査特別委員会の報告どおり認定されました。



* 有線放送会計		* 簡易水道会計
(才入)	6.556千円	(才入) 13.339千円
(才出)	6.217千円	(才出) 13.224千円
(差引)	339千円	(差引) 115千円

* 国民健康保険会計			
(才入)	50.650千円	療養費	58件
(才出)	45.118千円	助産費	56件
(差引)	5.532千円	葬祭費	36件

* 国保事業執行状況		受診率	3 9 8 . 9 2 %
入院	6 6 4 件	被保険者数	4 . 1 6 8 人
入院外	1 3 . 1 4 1 件	一世帯當	
歯科	2 . 8 2 2 件	療養給付費	6 0 . 5 1 5 円
薬剤支給	2 2 件	保険税	2 0 . 1 5 7 円

タバコは町内で買いましょう

町内で消費されたタバコの量によつて、専売公社からニセコ町に「タバコ消費税」が納付される制度になつております。昭和45年度ではこの金額が、650万円になりました。

73 町民のみなさん、タバコは町外では買わずに、町内のたばこ小売店でお求め下さい。

## 今月の納税

固定資産税 (第1期)  
自動車税 (今期)

内期は 5 月 25 日 です。

うつむきに向ひよじよ。

内税は、あなたの誠意と理解から



## 8 結核検診を受けよう



六月十四日から十九日まで町内  
一せい住民結核検診が実施されま

す。このとついて理解ある町民  
皆さまの受診率は高まつてきています。  
おりますが、まだ本町では良好  
の成績とはいきれない状態で  
す。一人一人が自分の健康を知る  
ために年に一度は検診を受けるく  
らいの心がけは大切なことです。  
検診巡回がきましたら、各  
駐在員さんと保健委員さんを通じ  
連絡いたしますので、住民みなが  
健康であるよう検診を受けること  
をおすすめいたします。

(※ただし、農業労務者賃金協定協議会所  
の属の団体の場合は100円増とする。)

昭和46年度 農業労務賃金協定表

作業種目	基準	協定賃金	摘要	要
田植え		1,600円	1食付(現地到着後、ただちに作業開始の場合は100円増とする)	田
苗取		1,400	1食付	
除草		1,600	食事なし	
刈稻		1,600	"	
脱穀		1,400	"	
ヒエ抜き		1,400	"	
その他		1,400	"	
				畑
蒔除		1,200		
収穫		1,200		
脱芋		1,200		
芋		1,200		
芋		1,500		
芋		1,400	北式機械を使用した場合に100円増	
芋		1,400	食事なし	
ビート蒔		1,400		
ビート蒔		1,500		

## 国民健康保険 被保険者証 が新しくなりました

国民健康保険被保険者  
証が五月一日から新しく  
なり、旧保険者証では病  
院にかかることができま  
せん。

ニセコ町国民健康保険  
の被保険者には各駐在員  
を通じ交付済ですが、も  
し、まだお手もとに届い  
ていない場合は、駐在員  
または役場国保係までお  
申し出ください。

また、四月中に異

動があり、交付済の

保険証に氏名の記入

があつたり、洩れて

いる場合があるかと

思われます。

そのときは、遠慮な

く役場国保係まで申

し出してください。

係まで連絡してください。

早急に登録手数料を添えて手続を

完了してください。

また、犬の放し飼いは絶体やめま  
しょう。他人の迷惑になります。

つなぎ飼いの方も最高二メートルの

ものにしてください。もし、近所

に野犬などがいる場合は役場衛生

係まで連絡してください。

犬の登録手続は終りましたか

畜犬登録は四月一日から四月三

十日まで終りましたが、畜主の

みなし、登録手続は終りました

か。まだ手続のお済みでない方は

2月16日から4月20日まで

ご結婚おめでとう

正強 (新興)

（相馬）

（中央三）

昌信 (北栄)

（本通五）

（東山）

（富士見）

（北米）

（元町）

（本通一）

（五十万）

（本通七）

（豊里）

（本通九）

（小花井）

（本通二）

（小花井）

（元町）

（本通四）

（本通二）

（小花井）

## 統一地方選挙にあたつて

ニセコ町選挙管理委員会

委員長 工藤 賢司

### 統一地方選挙の期日きまる

このたび地方選挙の選挙期日等臨時の特例法が、公布され、次のように選挙期日が、決定されました。

公職名	告示	投票日
知事	3月17日	4月11日
道議会議員	3月30日	4月11日
市長、市議会議員	4月15日	4月25日
町村長 町議会議員	4月18日	4月25日

このたび執行される統一地方選挙は、三月十七日に知事選挙が告示され、三十日に道議選挙の告示がされ、十八日には町議選挙の告示がされますが、地方自治の行政をあずかる責任のある重要な立場の方々を選挙するわけですが、この結果は直ちに私達の生活にひびく、極めて大切な意義を持つ選挙であります。よりよい郷土の発展を築くために

政治と選挙の結びつきを深く考え、有権者として、清く正しい一票を行使するよう祈念してやまないものであります。あなたの「貴重な一票を」棄権しないよう、また選挙違反となるような行為など絶対に慎んで、明るく正しい選挙が執行されますよう有権者皆様の協力を強くお願い申し上げます。

## 責任のある一票で明るく正しい選挙を

### 選挙人名簿の閲覧及び

#### 縦覧について

◎公職選挙法によつて、次の期間は永久選挙人名簿を閲覧することはできませんので御承知下さるよう願います。

四六、三、一七日から

四六、四、一六日まで

及び

四六、四、一八日から

四六、四、三〇日まで

四六、四、一八日から

四六、四、三〇日まで

四六、四、一九日まで

四六、四、一九日まで